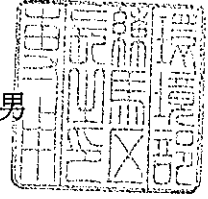




一般社団法人 東京建設業協会 御中

練馬区長 前川 耀男



練馬区アスベスト飛散防止条例等の一部改正について（通知）

日頃より、練馬区の環境行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当区では、平成 17 年 12 月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を制定し、大気汚染防止法が対象としていないアスベスト含有成形板の除去等の工事も対象として、事前届出や標識の設置等を実施していただいているところです。

この度、工事対象面積に応じた住民説明会の開催や説明内容、説明方法について、条例等の一部を改正いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれまして、改正内容についてご理解のうえ順守いただきますとともに、傘下会員事業者様に対する周知について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 条例改正の概要

平成 31 年 4 月 1 日以降に特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する工事から、住民説明が必要な工事の対象と説明内容、説明方法などが次のとおりとなります。

(1) 住民説明が必要な工事

延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建築物等で、吹付けアスベスト等(レベル 1、2)の措置(除去等)を行う工事(ただし、作業箇所が局所で、グローブバッグを使用して除去等する工事は住民説明の対象外となりますが、可能な限り工事前に説明をお願いします)

(2) 説明内容(①から⑧の全てを記載した資料で説明して下さい。⑧は該当する場合のみ)

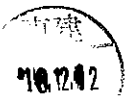
- ①アスベスト工事を行う建築物等の規模、構造、配置
- ②吹付けアスベスト等の種類とその使用箇所
- ③吹付けアスベスト等の措置と飛散防止方法
- ④アスベスト工事の作業期間と時間
- ⑤アスベスト飛散状況の監視方法
- ⑥アスベスト工事に関わる資材や廃材の搬出入経路と工事車両の通行経路
- ⑦施工者の現場責任者名と連絡場所
- ⑧アスベスト工事を下請負人が行う場合、下請負人の現場責任者名と連絡場所

(3) 説明方法(①から③のいずれかの方法で説明して下さい)

- ①説明会の開催(説明会を開催する 2 日前までに周知)
  - ②戸別訪問
  - ③工事説明資料の戸別配布
- ※説明を行う範囲は、敷地境界線から工事対象建築物等の高さの 2 倍の範囲

(4) 説明実施結果の提出(工事開始 2 日前までに、①から④の書類を提出して下さい)

- ①住民説明実施結果報告書(第 4 号様式)
- ②工事説明資料(住民説明に使用した資料)
- ③付近見取図(関係住民の範囲を図示)
- ④アスベストに関する質疑応答記録





練馬区内で解体工事等（改造・補修工事も含みます）を実施される皆様へ

住民への事前説明が必要なアスベスト含有吹付け材・保温材等の工事対象や説明方法が変わります。

練馬区アスベスト飛散防止条例等の改正に伴い、平成31年（2019年）4月1日以後に特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する工事から、住民説明を義務付けている工事の対象や説明方法が以下のとおりに変わります。

## 1 住民説明が必要な工事

延べ床面積500㎡以上の建築物等であって、吹付けアスベスト等（レベル1、2）の措置（除去、封じ込め、囲い込み）を行う工事

※ 作業箇所が局所であって、「グローブバッグ」を使用して除去等する工事に限り、住民説明の対象外となります。ただし、その場合も可能な限り工事前に説明をお願いします。

## 2 説明内容

①から⑧の全てを記載した資料で説明して下さい。⑧は、該当する場合のみ。

- ① アスベスト工事を行う建築物等の規模、構造、配置
- ② 吹付けアスベスト等の種類とその使用箇所
- ③ 吹付けアスベスト等の措置および飛散防止方法
- ④ アスベスト工事に関わる作業の実施期間、作業時間
- ⑤ アスベストの飛散状況の監視方法
- ⑥ アスベスト工事に関わる資材の搬入経路や廃材の搬出経路、工事車両の経路
- ⑦ 施工者の現場責任者名、連絡場所
- ⑧ アスベスト工事を下請負人が行う場合、下請負人の現場責任者名、連絡場所

## 3 説明方法

①から③のいずれかの方法で説明して下さい。

- ① 説明会の開催（説明会を開催することを開催日の2日前までに周知して下さい。）
- ② 戸別訪問
- ③ 工事説明資料の戸別配布

## 4 説明範囲

敷地境界線から工事対象建築物等の高さの2倍の範囲

## 5 説明実施結果の提出

工事開始の2日前までに、練馬区環境課環境規制係へ①から④の書類を提出して下さい。

- ① 住民説明実施結果報告書(第4号様式)
- ② 工事説明資料(住民説明に使用した資料)
- ③ 付近見取図(関係住民の範囲を図示)
- ④ アスベストに関する質疑応答記録

## 6 練馬区アスベスト飛散防止条例等改正の新旧対象表（概要）

	改正前	改正後
事前説明が必要な工事	吹付けアスベスト等（レベル1、2）の除去等を行う工事であって、工事範囲の延べ面積または水平投影面積が500㎡以上のもの。	吹付けアスベスト等（レベル1、2）の除去等を行う工事であって、当該建築物等の延べ面積または水平投影面積が500㎡以上のもの。 ただし、作業箇所が局所であって、グローブバッグを使用し除去等を行うものを除く。
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 解体工事等の対象となる建築物等の規模、構造</li> <li>② 吹付けアスベスト等の措置、飛散防止方法</li> <li>③ 工期、工事時間</li> <li>④ 資材の搬入経路、廃材の搬出経路、工事車両の通行経路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アスベスト工事を行う建築物等の規模、構造、配置</li> <li>② 吹付けアスベスト等の種類とその使用箇所</li> <li>③ 吹付けアスベスト等の措置、飛散防止方法</li> <li>④ アスベスト工事に関わる実施期間、作業時間</li> <li>⑤ アスベストの飛散状況の監視方法</li> <li>⑥ アスベスト工事に関わる資材の搬入経路、廃材の搬出経路、工事車両の通行経路</li> <li>⑦ 施工者の現場責任者名、連絡場所</li> <li>⑧ アスベスト工事を下請負人が行う場合、下請負人の現場責任者名、連絡場所</li> </ul>
説明方法	説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明会の開催</li> <li>② 戸別訪問</li> <li>③ 工事説明資料の戸別配布</li> </ul>

## 7 届出等主な手続き

アスベスト含有材の種類	規模要件		アスベスト除去等工事の事前届出			工事内容の標識設置			住民説明
	延べ床面積 または 工事対象面積 ※1	アスベスト含有材の使用面積	大気汚染防止法	環境確保条例	区条例	大気汚染防止法	環境確保条例	区条例	区条例
吹付け材 (レベル1)	500㎡以上	区分なし	●	●	-	●	●	●	● ※2
	500㎡未満	15㎡以上	●	●	-	●	●	●	-
		15㎡未満	●	-	-	●	●	●	-
保温材等 (レベル2)	500㎡以上	区分なし	●	●	-	●	●	●	● ※2
	500㎡未満	区分なし	●	-	-	●	●	●	-
成形板 (レベル3)	80㎡以上 ※1	区分なし	-	-	●	-	-	●	-
	80㎡未満 ※1	区分なし	-	-	-	-	-	-	-

※1 工事範囲の延べ面積または水平投影面積      ※2 グローブバッグ工法の場合、住民説明は対象外

## 8 お問い合わせ

練馬区 環境部 環境課 環境規制係

電話 03-5984-4712

FAX 03-5984-1227

平成30年（2018年）12月作成